

8 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組(1/5)

(1) 現行計画の達成見込み・要因分析

(1)-1 里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み等

児童福祉法における家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念から、本市においても養子縁組里親を含む里親等委託を原則として検討していく方向性です。計画策定要領に定められた里親等委託率の目標値に基づき里親等委託を推進してきましたが、令和6(2024)年度の実績は目標値を下回っており、今後も新規の里親登録者数や里親登録辞退者数の推移に十分留意していく必要があります。

児童を里親等へ委託する際には、児童・里親それぞれの状況に応じたマッチングをするため、委託児童の多様な養育ニーズへの適切な対応ができる里親の登録数を確保することが必要です。里親登録数は本計画を策定した令和2(2020)年度に比べて約40世帯増加しています。毎年、新規の登録数は一定数あるものの、年齢、体調面をはじめ、個々の家庭の事情等により、登録辞退者もおり、令和6(2024)年度末の登録数は、前年度に対し減少しています。今後も、さまざまな機会を通じて、里親制度の普及・啓発活動を行うことで、地域社会全体で社会的養育に対する理解を深めながら、里親の人材確保に向けた取組を進めていく必要があります。

(1)-2 里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組

本市では、児童相談所とともに、2つのフォスタリング機関に、里親のリクルート、研修、こどもと里親家庭のマッチング、訪問等による支援を委託しており、里親制度説明会の開催や、登録前・更新研修の実施など、民間の持つノウハウを活かしながら里親等への支援を実施しています。

社会的養護を必要とする児童は増加傾向にあり、人との愛着を形成する乳幼児期においては、里親委託を推進していく必要があります。また、虐待を受けた児童や発達に課題を抱える児童など、一人ひとりの児童の抱える課題も複雑化していることから、今後も、こどもの希望や不安に寄り添った支援に努めるとともに、担い手となる里親への支援の取組を充実していく必要があります。

(2) 資源に関する本市の現状

○現在の整備・取組状況について(1/2)

里親等委託率・登録率・稼働率	委託率：3歳未満48.6% 3歳以上就学前46.0% 就学児28.4% 全体33.8% 登録率：82.5% 稼働率：41.0%
里親登録数 ファミリーホーム数	養育里親：131家庭 専門里親(9家庭：養育里親の内数) 養子縁組里親：80家庭 親族里親：8家庭 ファミリーホーム：2か所
里親登録に係る児童福祉審議会開催回数	里親登録に係る児童福祉審議会を年間6回開催しました(14家庭登録)。

8 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組(2/5)

(2) 資源に関する本市の現状

○現在の整備・取組状況について(2/2)

里親支援センターの設置数	令和6(2024)年度は0か所、今般の児童福祉法の改正により都道府県等の事業として位置づけられた里親支援センターについて、求められる機能の整理や、実施する支援の内容など、設置に向けた検討を進めています。
民間フォスタリング機関の設置数	平成30(2018)年度に1か所、令和2(2020)年度中に1か所開設を行い、令和6(2024)年度末時点、2か所体制で運営しています。現在は里親制度等普及促進・リクルート事業、里親等研修・トレーニング事業、里親等委託推進事業及び里親訪問等支援事業を実施しています。
基礎研修・登録前研修、更新研修などの必修研修以外の研修の実施回数・受講者数	未委託家庭向けの動機づけの研修や、こどもとのコミュニケーションスキル向上を題材にした研修など、2か所のフォスタリング機関により、毎年テーマを決めて実施しています。
里親登録に係る児童福祉審議会開催回数	令和6(2024)年度は6回開催しています(14家庭登録)。

(3) 資源の整備・取組方針

(3)-1 里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み等

令和6(2024)年度の計画改定にあたり、里親本人や委託児童、児童福祉施設等の職員や入所児童等を対象に行ったアンケート結果では、里親のリクルートに関し、社会的な認知度の向上のほか、地域住民や、学校、保育所など身近な関係機関が里親制度への理解・認識を深めることで、里親としての活動がしやすくなり、登録者の増加につながるとの回答がありました。

今後は、さまざまな機会を通じて、里親制度の普及・啓発活動を行うことで、地域社会全体で社会的養育に対する理解を深めながら、里親の人材確保に向けた取組を進めます。

また、一定の養育経験を積んだ里親等が家庭に児童を迎え入れ、児童間の相互作用を活かしつつ、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立することを目的とした小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)の新規設置に向けた検討を進めます。

8 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組(3/5)

(3)資源の整備・取組方針

(3)-2 里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組

社会的養護を必要とする児童は増加傾向にあり、人との愛着を形成する乳幼児期においては、里親委託を推進していく必要があります。また、虐待を受けた児童や発達に課題を抱える児童など、一人ひとりの児童の抱える課題も複雑化してきていることから、今後も、こどもの希望や不安に寄り添った支援に努めるとともに、担い手となる里親への取組を充実していく必要があります。

本市における里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けては、これまで、児童相談所とともに、2つのフォスタリング機関による里親等への支援を実施してきました。令和4(2022)年の児童福祉法改正においては、新たに児童福祉施設として里親支援センターが位置づけられ、本市においてもその設置に向けた検討を進めています。里親支援センターの設置にあたっては、現在の本市における社会的養護が必要な児童を取り巻く環境の変化を踏まえながら、今後の里親等支援業務の方向性を検討するとともに、現行のフォスタリング業務の評価・分析を行い、里親委託後に生じる課題への対応など、設置効果を踏まえた検討を進めます。

■里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組内容

取組内容	第2期		第3期		
	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
「(仮称)里親支援センター設置に向けた基本的な考え方」の策定	今後の里親委託のあり方の庁内検討 ↓ 「(仮称)里親支援センター設置に向けた基本的な考え方」の検討	継続実施	「(仮称)里親支援センター設置に向けた基本的な考え方」の策定		
里親支援センター運営に関する検討			関係機関等からの意見聴取		
公募選定・開設・移行			運営の方向性を踏まえた仕様の検討・作成	・事業者公募・選定 ・開設準備 ・里親ケース等のフォスタリング業務引継ぎ	・センター開設・運営開始

8 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組(4/5)

(4) 評価のための指標

○整備すべき資源の見込量及び評価のための指標

■里親登録認定に係る児童福祉審議会の開催回数(里親部会)

(単位:回)

年度	第2期	第3期				実績
	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R6年度
児童福祉審議会第1部会の開催回数	4	4	4	4	4	6

■代替養育(里親等)の確保方策

(単位:家庭 ※ファミリーホームは定員数)

年度	第2期	第3期				実績
	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R6年度
養育里親	157	168	179	190	201	123
専門里親(養育里親の内数)	(12)	(13)	(13)	(13)	(13)	(9)
養子縁組里親	85	90	95	100	105	79
親族里親	10	11	12	13	14	8
里親登録数計	252	269	286	303	320	210
ファミリーホーム(定員数)	23	23	23	23	29	11
合計	275	292	309	326	349	221

※国から示されている「乳幼児委託率75%、就学児童50%」を基に登録者数を算出

■里親等への委託児童数の見込み

(単位:人)

年度	第2期	第3期				実績
	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R6年度
養育里親	87	92	101	107	112	67
養子縁組里親	10	10	10	10	10	16
親族里親	10	11	12	13	14	11
ファミリーホーム	20	20	20	20	23	4
計(里親等)	127	133	143	150	159	98

※国から示されている「乳幼児委託率75%、就学児童50%」を基に登録者数を算出

8 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組(5/5)

(4) 評価のための指標

■ 里親等への委託児童数の見込み(年齢別)

(単位:人)

年度	第2期	第3期				実績 R6年度
	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
就学前児童(3歳未満)	24	24	25	25	25	17
就学前児童(3歳以上)	29	32	32	32	33	21
就学児童	74	77	86	93	101	60
計	127	133	143	150	159	98

■ 里親等委託率の見込み

(単位:%)

年度	第2期	第3期				実績 R6年度
	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
就学前児童(3歳未満)	75	75	76	76	76	49
就学前児童(3歳以上)	69	74	74	74	75	46
就学児童	36	38	42	45	50	28
全年齢平均	45	48	51	53	57	34

※国より、R11年度「乳幼児委託率75%、就学児童50%」を目標とすることを前提とされている。

■ 里親登録率及び稼働率の見込み

(単位:%)

年度	第2期	第3期				実績 R6年度
	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
里親登録率	110.8%	118.6%	124.2%	130.2%	141.1%	82.5%
里親稼働率	40.9%	40.3%	41.0%	40.7%	40.4%	41.0%

※里親登録率とは、代替養育を必要とするこどもの数に対する里親等が受託可能なこどもの数のことをいい、次の算式により算定する。
 $(\text{里親登録数} \times \text{平均受託児童数} + \text{ファミリーホームの定員数}) \div \text{里親等委託率対象児童数}$

※里親稼働率とは、里親等が受託可能なこどもの数に対する里親等へ委託されているこどもの数のことをいい、次の算式により算定する。
 $\text{里親・ファミリーホームへの委託児童数} \div (\text{里親登録数} \times \text{平均受託児童数} + \text{ファミリーホームの定員数})$

※平均受託児童数については、令和5年度末における数値(1.14人)を各年度の見込み値算定において使用している。

■ フォスタリング機関の設置数ほか

	第2期	第3期				実績 R6年度
	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
里親支援センターの設置数	0件	0件	0件	0件	1件	0件
民間フォスタリング機関の設置数	2件	2件	2件	2件	※	2件
基礎研修・登録前研修、更新研修などの必修研修以外の研修の実施回数	15回	15回	15回	15回	15回	16回
研修の受講者数	120人	120人	120人	120人	120人	127人

※今後策定する「(仮称)里親支援センター設置に向けた基本的な考え方」の中で、設置数を検討する。

9 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

(1) 現行計画の達成見込み・要因分析

(1)-1 施設で養育が必要なこども数の見込み

就学前の乳幼児については、里親等委託を進めつつ、医療的ケアが必要な乳幼児、時間をかけて家庭での養育をめざす乳幼児、ケアニーズの高い乳幼児等を中心として、施設での養育が必要であると考えています。また、特別養子縁組を前提とした場合などは乳児院での養育を経て、里親委託につなげる過程を経ることで、施設とのつながりや、その後のスムーズかつ継続的な支援に結びつきます。

今後里親委託が増えていく中で、委託児童の持つ発達特性やさまざまな課題に対応していくためには、里親と施設との連携を深めていくことも重要であり、一時的に施設での生活を行い、その間に施設や児童相談所の専門職がアセスメントを行うなど、里親、施設の両輪による児童への支援が求められます。

その他、近年は中・高校生の一時保護児童数が増加し、家庭への復帰が難しい児童も増えており、こどもの状況により里親委託は難しく、児童養護施設において支援していくニーズが高まっています。生活の拠点の確保と、就労等をしながら社会的な自立をめざす自立援助ホームへの入居を求めるケースも増えてきています。そのため、施設等入所を必要とする児童が今後も一定数いると見込んでいます。

(1)-2 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

本市が所管する児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設等の各施設には児童指導員や保育士といった直接処遇を担う職員のほか、心理療法担当職員、家庭支援専門相談員、自立支援担当職員など多くの専門職が配置できる体制を整備しています。これにより、きめ細やかな支援を行うことができる体制を確保しており、安心・安全な環境のもとで、児童の養育を行っています。

本市では、各施設が児童一人当たりに対する直接処遇の職員を国の定める配置基準より多くの職員が配置できるよう、市単独の加配制度を設けており、より家庭的な環境で養育を行うことができるようにすることで、児童への支援の充実に努めています。一方で、近年、ケアニーズの高い乳児・児童の支援のため、さらに多くの職員の対応が必要で、より経験のある職員によるケアが必要な場面が多々見られます。しかし、保育士をはじめ、各専門職種については人材の確保が難しく、また、採用後数年で離職してしまう職員も毎年一定数いることから、職員の確保とともに、育成、定着まで一貫した人材育成のサイクルを構築していくことが求められます。

9 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

(2) 資源に関する本市の現状

○現在の整備・取組状況について

小規模かつ地域分散化した施設数・入所児童数	本市所管の児童養護施設においては、小規模グループケアを導入しており、小規模化は完了していません。また、地域分散化を進めており、地域小規模児童養護施設を8か所設置しています。入居児童数は、本園、分園あわせて合計141人です(令和6(2024)年度末)。
養育機能強化のための専門職の加配施設数、加配職員数	家庭支援専門相談員(加算分)、心理療法担当職員、里親支援専門相談員を中心に、それぞれの専門性を活かしながら適宜各施設に配置しています。
養育機能強化のための事業実施施設数	入所する児童やその家族等に対して、治療計画を立て、面接、宿泊、親子レクリエーション等により心理的ケアを実施しています。(令和6(2024)年度家族療法事業実施:5施設)
一時保護専用施設の整備施設数	現在も各施設において、必要に応じ一時保護委託の受け入れが可能です。今後は児童養護施設等の機能転換により、主に高校生等の年長児童を児童相談所一時保護施設の代わりに受け入れ、学習権の保障や自立に向けた生活が行える環境の構築に向け、検討が必要です。
児童家庭支援センターの整備施設数(再掲)	6か所
フォスタリング事業の実施施設数(再掲)	2か所
妊産婦等生活援助事業の実施施設数(再掲)	1か所
家庭支援事業を委託されている施設数	子育て短期支援事業:6か所

(3) 資源の整備・取組方針

(3)-1 施設で養育が必要なこども数の見込み

施設等の定員については、意見聴取等措置などの対応により、代替養育が必要な児童等の意思や、保護者の意向を最大限尊重し、施設での生活を希望する場合にできる限り応えることや、発達に課題を抱える児童や心理面でのケアが必要な児童が増加した場合にも確実な対応を図ることのほか、特に乳児の急な一時保護委託の場合等にも確実に対応ができるよう、今後も必要な定員数を安定的に確保していきます。一方、本市においては神奈川県や横浜市の施設についても協議により定員を確保している状況がありますが、現在入所している児童が措置解除になることで、確保していた定員が減少していく方向性であるため、地域小規模児童養護施設の整備を進め、減少した定員分の確保とともに、並行して施設の地域分散化を推進していきます。その他、9(1)-1で示したように、年長児童の生活の拠点として、自立援助ホームの整備を行うなど、社会的養護が必要なこどもたちの状況に応じて緊急的な対応を進めていく必要があります。

9 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

(3) 資源の整備・取組方針

(3)-2 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

国の方針に従い、小規模かつ地域分散化を推進し、できる限り良好な家庭的環境を確保していくためには、本体施設である程度経験を積んだ職員が分園である小規模施設に分散配置されることになるため、一時的に本体施設機能への影響も予見されることです。そのため、各施設における人材育成の方針などをもとに、更なる数年先を見据えた安定的な人材の確保と育成、そして定着も踏まえた円滑なサイクルを作り出していくため、職員の処遇改善に関する制度の充実や、職員配置基準の見直し等を適宜行いながら、施設への必要な支援を継続していきます。

施設の小規模かつ地域分散化については、今後も地域小規模児童養護施設の設置を推進していくとともに、本体施設の多機能化や機能転換も見据えた形で、分園型小規模グループケアの導入も選択肢の1つとして取り組み、児童の良好な生活環境の確保と、施設運営とのバランスを推進します。

施設の多機能化・機能転換については、本市の施設において併設する児童家庭支援センターと連携した地域の児童・家庭への相談支援や子育て短期支援事業(ショートステイ)の受け入れを継続して実施していくほか、里親支援、地域の関係団体への活動支援等、地域の児童福祉における重要な拠点としての役割も担っているため、今後の施設入所児童の状況を踏まえながら、多様な役割を円滑に果たせるよう環境整備を図ります。

その他、児童養護施設については、一部施設について小規模グループケアユニットの機能転換を図り、本体施設の一部を一時保護委託や子育て短期支援事業(ショートステイ)の拡充に転用することも検討するなど、施設機能の強化を推進していきます。

(4) 評価のための指標

○整備すべき資源の見込量及び評価のための指標

■代替養育(施設等)の確保方策

(単位:人)

年度	第2期		第3期			実績 R6年度
	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
児童養護施設	160	160	154	154	148	162
地域小規模児童養護施設	48	48	54	54	60	48
乳児院	45	45	45	45	45	45
広域入所(県施設等)	37	32	27	22	17	42
計(児童養護施設・乳児院)	290	285	280	275	270	297
児童心理治療施設	40	40	40	40	40	40
自立援助ホーム	12	24	30	36	36	12
広域入所(県施設等)	10	10	10	10	10	11
計(専門的施設)	62	74	80	86	86	63
合計	352	359	360	361	356	360

9 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

(4) 評価のための指標

■施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

	第2期	第3期				実績
	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R6年度
小規模施設の数	7件	8件	9件	9件	10件	8件
小規模施設の入所児童数	35人	40人	45人	45人	50人	32人
分園型グループケアの数	2件	3件	4件	4件	4件	0件
分園型グループケアの入所児童数	10人	16人	22人	22人	22人	0人
専門職(※)の加配施設数	7件	7件	7件	7件	7件	7件
専門職(※)の加配職員数	25人	25人	25人	25人	25人	25人
養育機能強化のための事業実施施設数	5件	5件	5件	5件	5件	5件
児童家庭支援センターの設置施設数(再掲)	6件	6件	6件	6件	6件	6件
妊産婦等生活援助事業の実施施設数(再掲)	1件	1件	2件	2件	2件	1件

(※)心理療法担当職員、家庭支援専門相談員、自立支援担当職員、里親支援専門相談員、看護師等をいう。

10 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

(1) 現行計画の達成見込み・要因分析

里親家庭や施設に措置された児童は、児童福祉法の定めにより、原則として18歳まで(措置延長により20歳まで)に措置解除され、地域で生活することが求められますが、令和4(2022)年の児童福祉法の改正により、児童自立生活援助事業の上限年齢が撤廃され、今まで生活をしてきた施設や里親家庭において措置が解除された後も必要な支援を継続的に受けることができるようになり、支援の選択肢が増えました。

本市では社会的養護自立支援事業を平成30(2018)年度から実施し、進学等希望の児童に対しては進路相談のほか、各種奨学金の取得等に関する支援を実施してきたほか、措置解除後の方に対しては、自立した生活を支えるための生活スキルの向上、金銭面の管理のほか、就労の継続や、やむを得ず退職した際の課題の整理や再就労に向けた支援などを行ってきました。さらに、令和4(2022)年度からは施設等退所者同士が交流できるイベントを事業者が主催で開催するなど、同じ立場の方同士のつながりだけでなく、支援者と本人のつながりを維持し、困ったときに支援ができる関係づくりを進めてきました。

10 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

(2) 資源に関する本市の現状

○現在の整備・取組状況について

児童自立生活援助事業の実施箇所数	法改正に伴い、令和6(2024)年度以降は類型ごとに整備を行います。 なお、令和6(2024)年度末時点での実績は次のとおりです。 Ⅰ型：2か所(12名入居) Ⅱ型：1か所(2名入居) Ⅲ型：6か所(6名入居)
社会的養護自立支援事業の整備箇所数	社会的養護自立支援事業として、平成30(2018)年度より事業を開始しています(1か所)。

※児童自立生活援助事業の類型について

- ・児童自立生活援助事業Ⅰ型：法第6条の3第1項に規定する共同生活を営むべき住居
- ・児童自立生活援助事業Ⅱ型：母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設
- ・児童自立生活援助事業Ⅲ型：小規模住居型児童養育事業を行う住居又は里親(親族里親を除く。)の居宅

(3) 資源の整備・取組方針

措置解除後、既に社会で活躍されている方々(ケアリーバー)へのアンケートからは、社会的養護自立支援事業の利用に関し、自身の経験等から、措置解除になる前の中学生や高校生の段階からキャリア教育や自立後の生活に関する実践的な支援を行うことは有用であったという意見や、実際に自立した後も、精神面に関するサポートや、金銭面の管理、アドバイスなどが受けられる支援者の存在を評価する意見もありました。

また、施設等退所者の中には障害を有する方も一定程度存在することや、家庭との関係性が構築できない中で社会的自立を求められる場合も多いことから、児童自立生活援助の実施を通じて1人1人のニーズをしっかりと把握し、実情を常に把握しながら、継続的かつ現実に即した支援を展開していく必要があります。その他、社会には出たものの、例えば職を失い、生活困窮に陥り、帰住先を失っている場合などに一時避難的かつ短期間の居場所の確保の実現に向け検討を進める等、あらゆる場合における支援が可能となるような事業内容の精査、拡充が求められます。

10 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

(4) 評価のための指標

○整備すべき資源の見込量及び評価のための指標

	第2期	第3期				実績
	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R6年度
自立支援を必要とする社会的養護経験者数	20人	20人	20人	20人	20人	20人
社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数	1件	1件	1件	1件	1件	1件
児童自立生活援助事業の実施箇所数	9件	12件	14件	16件	17件	9件
児童自立生活援助事業の入居人数(I型)	12人(2か所)	24人(4か所)	30人(5か所)	36人(6か所)	36人(6か所)	12人(2か所)
児童自立生活援助事業の入居人数(II型)	2人(1か所)	2人(1か所)	2人(1か所)	2人(1か所)	2人(1か所)	2人(1か所)
児童自立生活援助事業の入居人数(III型)	6人(6家族)	7人(7家族)	8人(8家族)	9人(9家族)	10人(10家族)	6人(6家族)

11 児童相談所の強化等に向けた取組

(1) 現行計画の達成見込み・要因分析

(1)-1 児童相談所の体制強化に向けた取組の推進

児童相談所における児童虐待相談・通告件数は令和6(2024)年度は4,270件と増加傾向は続いており、関係機関との連携強化が進み、地域の関心が高まっている状況から、今後も増加が見込まれます。

国は平成28(2016)年に児童福祉司、児童心理司等の専門職の配置の充実や資質の向上を図るなど、児童相談所の体制及び専門性を計画的に強化するため、「児童相談所強化プラン」を策定し、その後も平成30(2018)年、令和4(2022)年に児童相談所の体制強化のため各プランが策定されたところです。本市においても要保護児童等へのより適切な支援に向けて、国の示す配置基準等を踏まえながら、必要な児童福祉司・児童心理司を計画的に配置してきました。また、児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる医師・保健師を継続配置するとともに、法的対応体制の強化のため弁護士や警察との連携を強化するため警察官を配置するなど、こども家庭相談体制の強化を図ってきました。

一方で、児童相談所職員の増加に伴い経験年数が浅い職員が増加しており、本市の児童相談所として求められる人材をどのように育成していくか、フォロー体制をどのように構築していくかが課題となっています。

11 児童相談所の強化等に向けた取組

(2) 資源に関する本市の現状

○現在の整備・取組状況について

児童相談所における人材確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4(2022)年12月に策定された国の「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、児童虐待相談対応件数に応じた児童福祉司・児童心理司、児童福祉司スーパーバイザーを計画的に配置しています。また、医師、弁護士、保健師等の職員を配置しそれぞれの専門性を発揮し、多職種による連携のもと支援を行っています。 ・児童相談所職員の人材育成については、児童相談所人材育成検討委員会ワーキング等において毎年研修や経験の浅い職員へのフォロー体制等を検討しています。 ・児童相談所職員の専門性の向上のため、児童福祉司任用後研修をはじめ、専門機能強化研修や外部へ派遣研修を行い、人材育成に取り組んでいます。
------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(3) 資源の整備・取組方針

今後においても、児童福祉司、児童心理司等の適切な配置に加え、令和4(2022)年改正児童福祉法に基づく一時保護開始時の司法審査が令和7(2025)年度までに導入されたことも踏まえ、更なる法的対応体制の強化、各区に位置づけられたこども家庭センターとの連携の強化等、児童虐待を取り巻く状況を踏まえながら、体制整備を継続していきます。

人員配置と併せて、児童相談所職員の求められる業務上の知識や技術の習得や専門性の向上等のため、児童相談所人材育成検討委員会ワーキング等での検討の継続やさまざまな研修を実施しながら人材育成を推進していきます。また、自立に向けた支援を必要とする一時保護中の児童の中で、複合的な支援が必要な児童に対して、より良い自立支援が行えるよう機能強化について検討を進めていきます。

(4) 評価のための指標

○整備すべき資源の見込量及び評価のための指標

	第2期	第3期				実績
	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R6年度
児童相談所の管轄人口	1,582,100	→	→	→	→	-
南部児童相談所	691,200	→	→	→	→	-
中部児童相談所	481,300	→	→	→	→	-
北部児童相談所	409,600	→	→	→	→	-
第三者評価を実施している児童相談所数	0か所	0か所	1か所	2か所	3か所	0か所
児童福祉司任用後研修、こども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る研修の受講者数	26人	26人	26人	26人	26人	32人

12 障害児入所施設における支援

(1) 現行計画の達成見込み・要因分析

障害児入所施設においても、虐待を受けた児童が生活をしており、個々の児童が有する障害への正確な理解と、障害特性に応じた環境を整備するとともに、できる限り良好な家庭的環境での生活の場を提供していく必要があります。本市では福祉型障害児入所施設において、既に個室を中心とした生活の場を提供しており、性別や年齢ごとに複数のユニットに分かれて生活をしています。

(2) 資源に関する本市の現状

○現在の整備・取組状況について

「できる限り良好な家庭的環境」を整備している施設数	1施設
「できる限り良好な家庭的環境」で生活している障害児の数	50名

(3) 評価のための指標

○整備すべき資源の見込量及び評価のための指標

	第2期	第3期				実績
	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R6年度
「できる限り良好な家庭的環境」を整備している施設数	1施設	1施設	1施設	1施設	1施設	1施設
「できる限り良好な家庭的環境」で生活している障害児の数	50名	50名	50名	50名	50名	50名